

本約款の適用

第1条

- (1) 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は習慣によるものとし、
- (2) 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応ずることがあります。

宿泊引受の拒絶

第2条

- 当ホテルは次の場合には、宿泊の引受をお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室（真）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊することができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が泥酔等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。
 - (8) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
 - (9) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他反社会勢力であるとき。

氏名等の明告

第3条

- 当ホテルは宿泊日に先立つ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）を引受けた場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。
- (1) 宿泊者の氏名、性別、及び職業
 - (2) その他当ホテルが必要と認めた事項。

宿泊料金の支払い

第4条

- (1) 料金の支払いは、チェックインと同時に現金及びクレジットカード精算を行っております。クーポン券、小切手、一括会社請求等、売掛、後日精算による取り引きは扱っておりません。
- (2) 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合の宿泊料金は返金いたしません。
- (3) 当ホテルでは、連泊の宿泊者は宿泊日数分のチェックイン時での同時現金及びクレジットカード精算が可能です。
- (4) 宿泊料金の支払いは現金（日本円）以外は受け付けておりません。

予約の解除

第5条

- (1) 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、違約金申受け規定により、違約金を申し受けます。
- (2) 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日当日の深夜0時になっても到着しないときは、その宿泊予約は解除されたものとみなし処理することがあります。
- (3) 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、飛行機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条

- 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
- (1) 第2条第3項から第8項までに該当することとなったとき。
 - (2) 第3条第1項の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。

宿泊の登録

第7条

- 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録してください。
- (1) 第3条第1項の事項。
 - (2) 外国人にあっては、旅券番号、氏名、性別、国籍、日本入国地及び入国年月日。
 - (3) 到着日、出発日及び時刻。
 - (4) その他当ホテルが必要と認めた事項。

ご利用時間帯

第8条

- (1) 宿泊者が、当ホテルを利用できる時間は、午後3時より翌朝午前10時迄とします。
- (2) 深夜の門限はありません。
- (3) 朝食を利用頂く時間帯は午前7時から午前9時です。

チェックアウトタイム

第9条

- (1) 宿泊者が、当ホテルの客室をあけていただく時刻（チェックアウトタイム）は午前10時迄とします。
- (2) 連泊のお客様に限って当日の部屋の掃除及びタオル・シーツの交換が要らなければ、午前10時を超えてもそのまま利用できます。

利用規則の遵守

第10条

宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

宿泊継続の拒絶

第11条

- 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。
- (1) 第2条第3項から第9項までに該当することとなったとき。
 - (2) 前条での利用規則に従わないとき。

宿泊の責任

第12条

- (1) 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。
- (2) 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。
- (3) 当ホテルの責に帰さない事由又は不可抗力により、宿泊者に対して客室の提供ができなくなった場合については前項の対象外として当ホテルはその責任を負いません。
- (4) 宿泊者が当ホテルに掲示した利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当ホテルはその責任を負いません。
- (5) 貴重品は宿泊者自身で管理してください。万一の紛失・盗難に対してホテルは責任を負いかねますのでご注意ください。
- (6) 当ホテルでは係員が受け取ったメッセージやメモがある場合、内線電話で連絡を入れ、お伝え致します。ファックス等がある場合は、内線電話で連絡を入れ、お客様にフロントまでお越しいただきお渡し致します。万一、お客様が掲示に気付かず情報が伝達できなかった、又は伝わるのが遅かった等のトラブルについては、その結果の如何に関わらず当ホテルでは一切の責任を負いません。

ホテル内の備品に関して

第13条

- 当ホテルは、全ての宿泊者に対し、平等にサービスの付与を目指しております。館内の備品は全て当ホテルが、全ての宿泊者に快適に過ごしていただくために管理する財産です。
- (1) 当ホテル内の備品を、宿泊者が館外に持ち出したことが認められた場合は、賠償金を申し受けます。

ルーム・キーに関して

第14条

ルーム・キー紛失の場合、実費ご負担頂きますのでご了承ください。

忘れ物に関して

第15条

当ホテルでは、お客様の忘れ物につきましては1ヶ月間保管させて頂きますが、プライバシー保護の観点からご連絡は致しません。又、飲食物・新聞・雑誌等につきましては処分させて頂きますのでご了承下さい。

ホテル駐車場に関して

第16条

当ホテルは、駐車場内において、天災、地震、火災、盗難、その他の事故により、その車両、その他の物件に損害を生じた場合においても一切の責任を負いかねますのでご注意ください。

違約金申受け規定

宿泊日に解除した場合、宿泊者一人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の全額（税金を含む）を申し受けます。解除の申込みがなく宿泊されなかった場合も同様といたします。尚、10室以上の団体は10日前から宿泊料金の30%、5日前から宿泊料金の50%、前日から宿泊料金の全額を申し受けます。